

会社は、「業務指示違反」を白紙撤回せよ!!

名古屋車両所のみなさん!! 会社は、4月8日～4月30日まで「2008年の上期」の個人面談を行なっていることは周知の通りです。

4月10日朝、JR東海労のA組合員が、仕業検査の手待ち時間の7時35分～7時50分まで、安田助役から個人面談を受けました。A組合員は、個人面談の席上で面談事前記入用紙に全項目を「特になし」で提出したところ、安田助役から「業務指示違反」を通告されたのです。

A組合員は、「なぜ、『特になし』と書いたら、『業務指示違反』なんだ!」、「『業務指示違反』のしっかりした理由を言ってくれ!」と抗議しましたが、安田助役は7時50分に『業務指示違反』を一方向的に通告し面談を終了させたのです。

即刻、会社はA組合員に謝罪せよ!!

関西業務ニュース

2008年 4月 14日 号 外

JR東海労働組合新幹線関西地方本部
発行 船出 信次 編集 業務部

「業務指示違反は懲罰的な意味を持たない!!」支社が見解示す!

4月14日地本は、名古屋車両所において助役が組合員に対して行った「業務指示違反」通告について、おかしのではないかと思われたいことに対して、以下のような回答がありました。

会社：今回の件（業務指示違反の通告）は、指導をするという事であり、懲罰的な意味を持っていない。

組合：ならば業務指示違反は間違いない、指導が正しいと言うことか。

会社：まあ～そうである。

組合：ならば業務指示違反を撤回し、指導として本人に対して行うべきである。まずは、業務指示違反を撤回し本人に謝罪すること。

会社：今回のケースは懲罰的な意味を持たない指導として行ったのである。

組合：業務指示違反は、懲罰的な意味を持つ場合とそうでない場合があると言うことか。

会社：今回はそうであると言うこと。

組合：業務指示違反は常に懲罰的な意味を持って発せられていると理解しているがそうでないと言うことか。

社員が間違っただけは反省するまで懲罰的な日罰を行うが、会社が間違っただけは原状回復し続ける。これがJR東海の体質だ!!

組合：答えられないのか、会社の都合によってかえると言うことか。今回は間違っていたからごめんなさいと言えれば済む話である。

会社：・・・

組合：業務指示違反については懲罰的な意味を持つ場合とそうでない場合があるとの支社見解であることを確認する。

会社：あくまで今回のケースである。

組合：だから間違っただけの指示であるならやまやま訂正すればよいことである。それを原状回復しようとする態度が良くない。

以上が、関西支社の業務指示違反に対する見解です。職場で管理者が業務指示違反を乱発していますが、業務指示違反が発せられた場合、懲罰的な意味を持つ業務指示違反なのか、懲罰的な意味を持たない業務指示違反なのか。その根拠は何か。について問うてみましょう!!

分会は地本に、A組合員が『業務指示違反』を通告された内容を報告しました。そして、地本は支社に対して見解を求めました。

その支社の見解として、「『業務指示違反の通告』は、指導という事であり、懲罰的な意味を持っていない」、「あくまで、今回のケースは懲罰的な意味を持たない指導として行なった」という内容でありました。

地本からの報告を受けて、4月22日に『業務指示違反』を通告されたA組合員が安田助役に「名古屋車両所の中で、なんで俺だけが『業務指示違反』なんだ」、「『業務指示違反』を取り消せ」と抗議をしました。しかし、安田助役は「取り消さない。支社からは、何も言ってきていない」と言ってるのです。

A組合員が4月10日に受けた個人面談は、社員の中では3人目であり、JR東海労組合員としては最初でした。会社はA組合員に『業務指示違反』を通告することにより、A組合員の後に個人面談を受ける社員

に対して「特になし」で提出させないように、A組合員の後に続かせないようにするための会社の圧力であると考えます。 **会社は『業務指示違反』を白紙撤回し、本人に謝罪しろ!!**